

補助犬 早わかりマニュアル

身体障害者補助犬の同伴をスムーズにする 「お客様マニュアル」

2003年10月から補助犬の同伴が認められました。

補助犬って何？

補助犬とペット犬との
違いは、どんなこと？

聴導犬は
専用コートを着用しています。

盲導犬は白いハーネスを
装着しています。



どうして、補助犬を
いれなきやならないの？



介助犬は専用ジャケット等を
着用しています。



わたしたちは補助犬を応援します。

Assistance Dogs Only
補助犬同伴可

盲導犬は目の見えない方の歩行を安全に伴います。
聴導犬は耳の聞こえない方に必要な音を知らせます。
介助犬は肢体不自由の方の生活の手助けをします。

お問い合わせ：(株)日本聴導犬協会 TEL&FAX 0365-85-46115 動画：PCA LIFE

助成：三河由美様のご遺志により助成されました
発行：関東信越厚生局長所管 厚生労働大臣指定法人 社会福祉法人 日本聴導犬協会
企画・編集：日本補助犬研究所
監修：有馬もと



ボク、協会犬のケンタです。

みなさま、身体障害者補助犬(以下「補助犬」略)ってご存知ですか? 補助犬と暮らす身体に障害をもたれる方(ユーザーまたは使用者)の自立や社会参加のために、身体障害者補助犬法(2003年10月から完全施行)が制定されました。この法律によって、「不特定多数の方が利用する場所、施設、乗り物等」への補助犬の同伴が認められるようになったわけです。でも、まだまだ数も少なく、1度も補助犬を見たこともない方だっていらっしゃるでしょう? なので、補助犬のことをもっともっと知っていただいて、理解した上であたたかく受け入れていただくために、ボク・協会犬ケンタがナビゲーターになって「補助犬をどう受け入れたらいいか」をご説明をしていきます。

補助犬って何?

補助犬というのは「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」という、身体に障害を持つ方たちの生活の手助けをするために特別に訓練された3種類の「認定犬」たちのことです。

補助犬と呼ばれるためには、聴導犬と介助犬の場合は育成した団体の推薦を受けた上で、厚生労働省が指定する法人の認定試験に合格した後に、その指定法人から発行された認定証を携帯し、補助犬である旨の表示をしなくてはなりません。認定を受けた補助犬だけが、ユーザーによって同伴される権利をもつことになります。

同伴許可を得ている補助犬の証明は、これらの携帯品を提示していただくと、わかります。

①補助犬とユーザーの写真の入ったID

身体障害者補助犬認定証 (聴導犬)		
認定番号 聽導犬-0001 認定年月日 平成16年4月25日 指定法人名 厚生労働大臣指定法人 社会福祉法人日本聴導犬協会 有馬もと 長野県上伊那郡宮田村3200-2 TEL/FAX 0265-85-4615		
使用者名 岸本淑子 女 昭 使用者の住所 及び連絡先 FAX 0265-85-4615		
犬の名前 みかん メス 平 犬種 雌犬(セイラント) 毛色 ベージュ 毛質 毛		
在学・在勤証明書に 記載する登録番号 ●●第●47号		
訓練事業者名 社会福祉法人日本聴導犬協会 有馬もと 長野県上伊那郡宮田村3200-2 TEL/FAX 0265-85-4615		

②各々の補助犬が働く時に装着(または着用)するハーネスまたはコート



③



③②に付けられる「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」の名刺以上の大きさの表示



もしも「この補助犬は？」と、補助犬に疑問を持たれるような際には、ユーザーに対して、丁寧に補助犬IDや育成団体の名前を提示していただきましょう。補助犬ユーザーにも同伴の権利がありますが、受け入れ側にもご自身たちの利益を守る権利があります。
不正が見つかった際には、県の補助犬担当課、厚生労働省の社会参加推進室の補助犬担当にご連絡をください。

こんな時に、補助犬かどうか確認していただいて結構です。

- 1)適性面: (人や犬に)ひどくうなつたり威嚇する／吠える／咬みつく／非常に落ち着かない
- 2)行動面: ユーザーを無視してまったく命令に従わない／人の食べ物をテーブルから取ろうとする／人や犬に飛びつこうとする
- 3)衛生面: 不潔で、外部寄生虫(ノミなど)が疑われる(例:体を異常にかいでいる等)
- 4)健康面: 不健康で、病気の疾患が疑われそうな様子(例:目やにがひどい。重度の皮膚病がある等)など



事故が起きた時の対処

Q:建物や備品を損傷した場合には?

A:補助犬法第6条は、「使用者は、使用する補助犬を適切に管理できなければならない」旨を定めています。他人に損害を与えた場合に、障害があるので補助犬を適切に管理できなかつたという弁解はできないのです。従って、補助犬が原因で他人に損害を与えた場合には、使用者は、民法第718条の動物占有者として損害賠償の責任を負わなければなりません。死亡や傷害といった人的損害の場合も同様の責任を負わなければなりません。

Q:損害賠償を考えた場合の保険は?

A:補助犬が原因で他人に損害を与えた場合、基本的に使用者に損害賠償責任が生じますが、場合によっては、第三者に損害を与えるような補助犬としてふさわしくない犬を使用者に提供した訓練事業者や認定機関も責任を問われかねません。そのようなことをすると、全体として総合的に責任体制を考え、総合的に保険等の手当てをするのが適当です。



同伴許可を得るために、どんな補助犬でなくてはならないのか、ここで(福)日本聴導犬協会の会長有馬もとが説明します。

平常心と人間好き、そして質の高い補助作業

補助犬ってどんな犬がなれるの？

日本聴導犬協会の適性検査を例にお話しましょう。

①社会的なマナーを身につけていること

どこにいても平常心でいられる犬。ストレスに強く、決められた補助作業をきちんとこなせる労働意欲の高さも必要です。人、動物への攻撃性(うなる、噛みつく、襲いかかる等)は、絶対にあってはなりません。

②補助犬は、親善大使と同じ

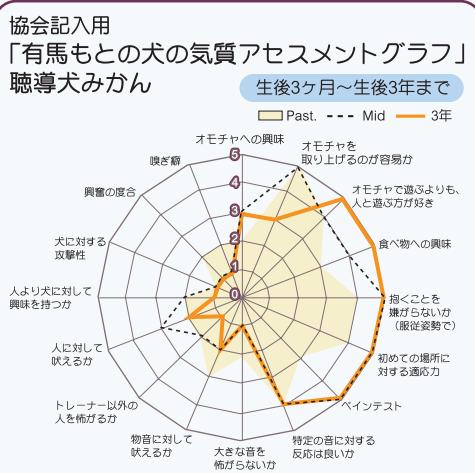
ユーザーさんと社会とのコミュニケーションの仲介役も担います。誰にでもフレンドリーで、落ちつきがあることも必要です。

③所有欲、支配欲がない

ご飯を食べている時に触ったら、かみついだとか、寝ている場所から動かそうとしたら、うなって威嚇したなどという補助犬は認められません。子犬の時から、穏やかに、人を信じる社会化をした候補の犬だけが、補助犬になれるのです。

④一番の幸せは、ユーザーと一緒に行動すること

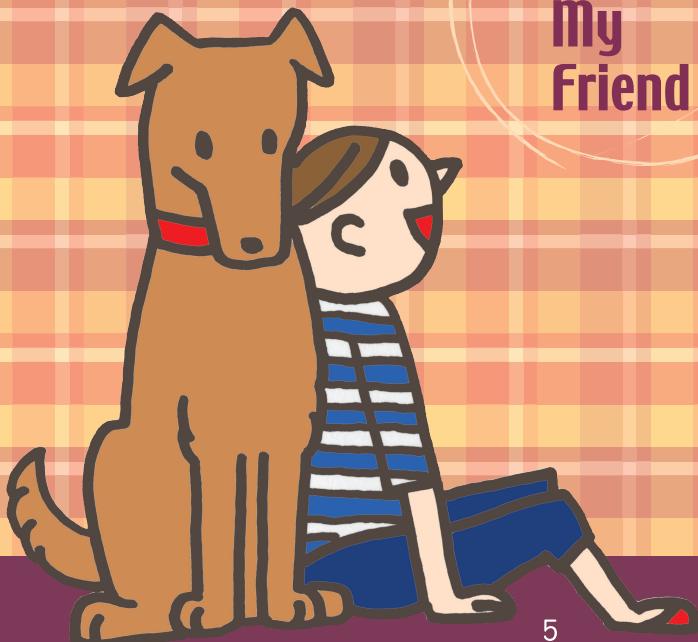
一番の補助犬の幸せは、ユーザーさんから誉めてもらい、どこにでも一緒に行動すること。そのためにも、日々、ユーザーが愛情を注ぎ、補助犬との絆を強めていくことがとても大事なんですよ。



補助犬同伴を スムーズにするために みなさまにお手伝いして いただきたい事

どの補助犬に関しても、受入れについて何をすればよいかは、補助犬ユーザーの方にお聞きいただくのが、一番良い方法です。障害は各々の方で異なります。お手伝いいただきたいことも、各々異なります。

My
partner
My
Friend



補助犬は、身体に障害をもたれる方の自立や社会参加を目的に、どこにでも同伴できる権利を身体障害者補助犬法によって得ることになりました。ユーザー(使用者)となった身体障害を持たれる方の命を安全に保つのも大きな仕事です。

盲導犬の仕事

目の不自由な方の歩行を安全に誘導します。

- ・階段の段差や、交差点の位置を教えます。
- ・歩行中の障害物をさけて、歩きます。等



介助犬の仕事

体の不自由な方の生活のお手伝いをします。

- ・落としたもの(特に携帯電話は命綱にもなります)を拾い上げを行います。
- ・ドアの開閉を行います。等



聴導犬の仕事

耳の不自由な方に生活で必要な音を知らせます。

- ・ファックスの受信音やドアベルを教えます。
- ・煙報知器などの音を危険と知らせ、命を守ります。等

盲導犬ユーザー編

対応の仕方



店内の案内は、本人の意向をお確かめください。

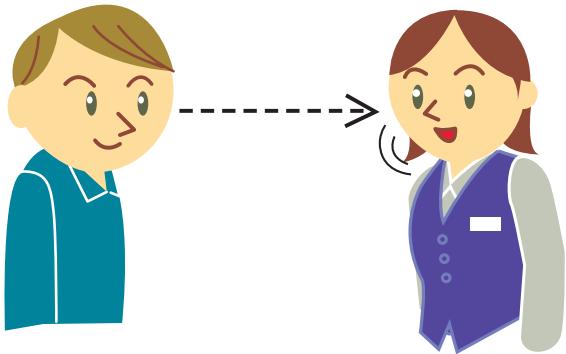


介助者(店員)は、盲導犬ユーザーのあいている手の側の半歩前に立ち、ひじを持っていただきます。



売り場によっては、同性の店員をつけてください。

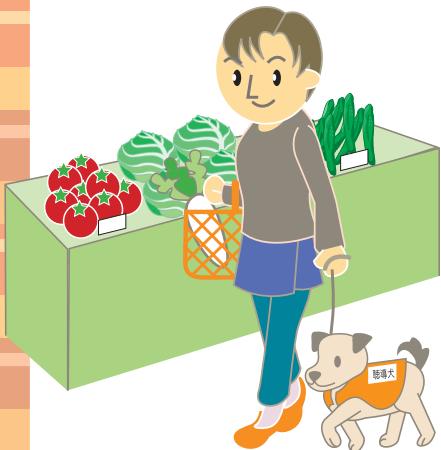
聴導犬ユーザー編



聴導犬ユーザーとは、手話または筆談をするか、明るい場所で、相手の正面を見て、ゆっくり話してください。



聴導犬ユーザーに対する必要な
インフォメーションは、手話ま
たは筆談でお願いいたします。



聴導犬ユーザーには、通常、
店員の付き添いは必要ありません。

介助犬ユーザー編



車いすの方とは、
目線を合わせてお話ください。

介助犬の場合は、
ご案内の店員の位置は、
ユーザーにお聞きください。



ガラス売り場などの破損事故は、
すべてユーザーの責任となります
ので、われやすい商品の売り場は、
事前にお知らせください。



では、どうして、日本で身体障害者補助犬法が制定されることになったのでしょうか？ その説明をペットに関する法律の権威者である吉田眞澄先生にお聞きしてみました。

「不特定多数の者が利用する施設」で
「やむを得ない理由」がない限り、補助犬を拒否してはならない

補助犬法の概要

■補助犬法の背景

人は、それぞれの描く生き甲斐や幸福を求めて生きています。自由主義の国では、人は、法に触れない限り自由に生き甲斐や幸福の中身を定め、自由にそれを手に入れるための活動を行うことができます。

しかし、諸般の事情から、一人で自由に活動できない人もいます。その場合には、活動を補助し、自立と社会参加を促進するための社会システムが必要になります。犬の能力を利用する補助犬も、そのような社会システムの一つです。この方法は、身体障害者の自立と社会参加を促進するという役割に加え、人が犬と接し、絆を深めることから生まれるプラス効果とともに、人にものを頼む心の負担から解放され、自立の喜びを実感できるという固有の長所があります。

身体障害者補助犬法では「不特定多数の者が利用する施設」で「やむを得ない理由」がない限り、補助犬を拒否してはならないと、規定されています。しかし、我が国は、これまで犬を積極的に社会に受け入れてこなかったため、補助犬に対しても様々な誤解があると共に、その受け入れについて不安や戸惑いがあったことも事実です。また、動物愛護、動物福祉という視点から懸念を抱く人もいます。

それらの誤解、不安、受け入れに対する懸念や戸惑いを払拭し、多くの人の理解と協力を得て、受け入れをスムーズに進めるための法律が補助犬法なのです。

■補助犬法の目的

補助犬法は、一方で、補助犬を訓練育成する事業者と補助犬を使用する身体障害者の義務等を明確にすると共に、認定組織と認定基準を明確にすることにより、社会に残る補助犬に対する誤解、不安、受け入れに対する戸惑いや懸念を払拭し、他方で、身体障害者が補助犬を広く社会に同伴できる措置を講じることにより、身体障害者の施設利用の円滑化を図り、その自立と社会参加を促進するという大きな目的を持っています。それを通じ、身体障害者の幸福追求をサポートするのが究極の目的であることは言うまでもありません。補助犬法に関し疑問が生じたときは、法律の目的という原点に立ち戻って考える必要があります。

■補助犬法の骨子

補助犬法は、訓練事業者の義務、認定機関と認定基準、使用者の義務、受け入れ側の義務という4本の柱によって支えられています。

訓練事業者は、身体障害者の補助と補助犬の社会参加の両面から、認定基準を充たす良質な補助犬を育成し、使用者に提供した後も、必要なサポートをしてしなければなりません。それを受け、認定機関は、使用者と社会の付託に応えられるよう、適正に認定業務を実施しなければなりません。さらに、使用者は、補助犬の行動を適切に管理する能力を備えるとともに、動物愛護や公衆衛生・安全といった視点から問題が生じないように補助犬の飼養と管理をしなければなりません。

受け入れ側は、補助犬の意義をよく理解し、それぞれの施設に応じ適切に受け入れを進め、また、国民は、補助犬使用者に必要な協力をすることが求められています。受け入れ側の義務違反に対し罰則はありませんが、心底受け入れを進めるのが最良と考えたのです。



①受け入れ側の姿勢

②受け入れて頂くための補助犬の説明

貼って頂けることが障害をもたれる方の自立や社会参加を応援します。

補助犬法Q&A

Q:「不特定多数の者が利用する施設」とは？

A:不特定・多数という言葉は、親族や友人など特別の関係にある人に限定されない多くの人がいう意味で用いられます。補助犬法の目的などを合わせて考えると、「不特定多数の者が利用する施設」というのは、親族や友人など特別の関係にない人も利用できる施設と理解できます。利用者を限定する表示があっても、実態がどうかによって判断されます。



Q:同伴拒否の「やむを得ない理由」とは？

A:「やむを得ない理由」という言葉は、社会一般の人がもっともと考えるだけの合理的な理由があるという場合に用いられます。従って、補助犬の同伴を断るについて、単に施設の側が「やむを得ない」と考えるだけでなく、社会が、それには合理的な理由があると考える理由がなければなりません。なお、この説明責任は施設側が負っています。

Q:同伴拒否に対するペナルティー(罰則)は？

A:補助犬法第7条で定める国等の管理する施設、(国等の事業所、国等が管理する住宅、)第8条で定める公共交通事業者等の管理する旅客施設・車両等、第9条で定める不特定多数の者が利用する民間の一般施設の場合には、「補助犬を同伴(使用)することを拒んではならない」とし、第10条で定める事業主、第11条で定める民間の住宅管理者の場合には、「補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならぬ」とし、多少違った規定になっていますが、どちらの場合も、不適切な同伴拒否に対する法的ペナルティーはありません。状況により、施行三年後の見直しの重要な課題になる可能性があります。

Q: 病院への同伴は？

A: 病院への同伴も、他の施設への同伴と基本的に違うところはありません。従って、病院の場合も、「やむを得ない理由」がなければ、補助犬の同伴を断ることはできません。ただ、例外的に高度の衛生状態保持が求められる手術室、集中治療室、無菌室などの施設への補助犬同伴は断ることができます。また、入院への同伴についても、諸般の状況を考え、問題がある場合には、同伴を断ることができます。それら同伴を断る場合には、使用者の施設利用に支障が生じないよう、適切な補助をしなければなりません。



Q: 置敷きの部屋への同伴は？

A: 問題は、置敷きの部屋というのが、補助犬の同伴を断る「やむを得ない理由」に当たるかどうかですが、これまでのわが国の生活習慣との関係で、個人の住居内では靴を脱いで生活し、例えば盲導犬についても、畳の部屋まで入れないという受け入れ方法が社会的に一応是認されてきました。そのような状況は、将来変化する可能性はありますが、現状では、置敷きの部屋に限り補助犬の同伴を断るという受け入れ方法は、やむを得ないものとして是認されると考えられます。

Q: 文化財と補助犬同伴の可否

A: 受け入れの可否は、文化財の重要度、保存の難易度、補助犬による文化財損傷の可能性の有無、現状回復の難易度などを考えて個別に判断する以外に方法はありません。

例えば、一定年齢以下の子どもの立ち入りを認めていない施設への補助犬の同伴を認めないと、いう同伴制限は、好ましくありませんが現状では是認されると考えられます。あとは施設の基本姿勢に従い、個別に判断する以外に方法はありません。

参考文献:「身体障害者補助犬の実」アシスタントドック育成普及委員会刊

———— 平成19年12月よりの身体障害者補助犬法の一部改正について ————

- 1.相談窓口の設置: 都道府県・政令市・中核市は、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う。(平成20年4月1日施行)
- 2.事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用の義務化: 一定規模以上の民間企業は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合やその他のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(平成20年10月1日施行:厚生労働省HPより)



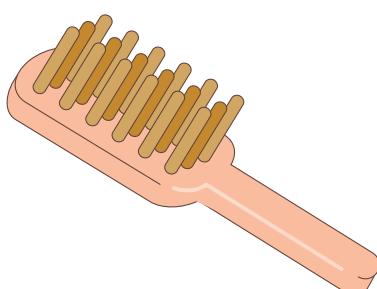
同伴を認めてもらうために、(福)日本聴導犬協会の補助犬たちは、徹底した医療チェックを行っています。これについて(社)日本動物病院福祉協会常任アドバイザーの柴内裕子先生にご説明していただきました。

補助犬の健康チェックに万全を期すのは、 ユーザーのためでもある

(福)日本聴導犬協会の補助犬は日頃からどのような健康管理を行なっているかご説明しましょう。当会では厚生労働省の定める「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に従って、補助犬の使用にあたり、その犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生を防ぐため、犬を清潔に保ち、他の方に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的としています。身体障害者補助犬の衛生確保と健康管理の実施には、使用者が日常的に行う手入れと、獣医師による定期的に行う検査に分けています。補助犬の健康面での徹底した管理は、ひいてはユーザーを様々な賠償から守ることにつながります。

●ユーザーによって行われる補助犬の手入れ

- 1) 被毛と皮膚のチェック/最低1日1回しっかりとブラッシング/シャンプーはおよそ1ヶ月2回以上
- 2) 剪毛(トリミング)は犬種や被毛に応じて清潔を保ち、行動しやすいようを行う。
- 3) 爪切りは犬の状態により、およそ1ヶ月1~2回行う。
- 4) 耳のチェックは、毎日の被毛の手入れと同時に、必要に応じて手入れをする。
- 5) 肛門および肛門嚢のチェックは毎日の被毛の手入れと同時に、必要に応じて手入れをする。
- 6) 歯及び口腔内のチェックは毎日の被毛の手入れと同時にを行う。



●身体障害者補助犬の獣医師による健康管理

I 予防注射

- 1)狂犬病予防注射 1年に1回接種
- 2)混合ワクチン 各々の活動地域や年齢及び過去のワクチン接種の内容に合わせて追加接種

II その他の予防措置

- 1)犬糸状虫症(フィラリア症)の予防/外部寄生虫の予防/内部寄生虫の予防

III 腸内細菌及び原虫の検査 6ヶ月毎

- 1)ジアルジア・キャンピロバクター・サルモネラ・病原性大腸菌

IV 獣医師が行う一般健康診断

- 1)全身状態として(栄養状態・歩様・肥満度等)/皮膚・被毛等の状態/筋骨格系/循環器系/呼吸器系/消化器系/泌尿器系/生殖器系/眼/耳/口腔、歯/神経系/肛門/全身のリンパ節/上記各項の視診、触診、聴診等を行って、健康の維持と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合は、速やかに対応しています。
- 2)一般健康診断は本会の定める健康診断書に従って行い、必要に応じて精密検査を行います。
- 3)一般健康診断は6才までは、1年に1回、6才以上では1年に2回。健康診断の2回のうち1回は本会の定める精密検査を行います。

V 不妊去勢手術

ユーザーだけでなく、社会的役割を担う身体障害者補助犬の健康の維持と行動学的安定を計るためにも、早期の不妊去勢手術を行っています。

VI 個体識別

補助犬の個体識別は「身体障害者補助犬法」第12条に規定されています。「厚生労働省令で定める表示」を確認すると同時に世界共通のIDナンバーを「マイクロチップ」の注入により確立しています。

身体障害者補助犬認定試験用獣医学的診断

身体障害者補助犬認定試験用 獣医学的診断	
厚生労働大臣指定法人、社会福祉法人日本標準協同組合会員 (社)日本動物病院福音協会責任者印 案内料金表記用指標	
Part I : 健康管理報告書	
年 月 日	
補助犬使用 希望者 住所 電 話 動物専 ワープラ 地帯	
名前 訓練事業者 住所 電 話 動物専 ワープラ 地帯	
犬 種 入 手 犬	
生年月日 年 月 日 (才) 性 別 雄・雌 (去勢・避妊) 実年 体 重 体格 (理想体重に対する %) 例 75	
体毛色 食性別 ドライ (%), 湿 (%)	
固体識別 番号 : マイクロチップ名 : 登録番号 : 年 月 日 (最終)	
予防接種 製造社名 : 登録番号 : 年 月 日 (最終)	
ワクチン名 : リンパ球 ワクチン名 : ロット番号 : 年 月 日 (最終)	
犬糸状虫 ミクロフィラリア検査 : [+ -] 年 月 日	
予防 : [有・無] 方法 :	
予防 : [有・無] 年 月 日 (最終)	
予防 : [有・無] 年 月 日 (最終)	
予防 : [有・無] 年 月 日 (最終)	
犬糸状虫、ジアルジア サルモネラ キャンピロバクター 病原性大腸菌 結果 + - + - + - + -	
過去の歴史・手術歴 : 現在認められる症状等 :	
その他特記事項 :	

*8 検査以上の箇所ワクチン (レブトスピラを含む)；補助犬の活動範囲が山間部や湖沼、河川地域の場合は、ダントンスラウターウクチンを必要に応じて追加接種する。

身体障害者補助犬認定試験用獣医学的診断つづき

(N=正常、A=異常)		
全身状態	①栄養状態 : N・A ②歩様 : N・A ③姿勢 : N・A ④肥満 : N・A ⑤その他の : N・A	
皮膚系	①毛の状態 : N・A ②爪の状態 : N・A ③皮膚の状態 : N・A ④外部寄生虫 : 有・無 ⑤その他の : N・A	
筋骨格系	①頭部の位置 : N・A ②歯咬 : 有・無 ③筋肉 : N・A ④その他の : N・A	
循環器系	①脈拍 : N・A ②触診 : N・A ③その他の : N・A ④鼻腔 : N・A ⑤呼吸聽診 : N・A ⑥カフマスター : N・A (呼吸試験)	
消化器系	①口腔内 : N・A ②触診(嚥ぜん音等) : N・A ③他の : N・A ④肛門の状態 : N・A ⑤その他の : N・A	
泌尿生殖系	①尿 : N・A ②精巢の状態 : N・A ③外陰部の状態 : N・A ④その他の : N・A	
脳	①頭蓋 : N・A ②触摸 : N・A ③眼瞼 : N・A ④瞼孔 : N・A ⑤その他の : N・A ⑥耳介 : N・A ⑦触覚 : N・A ⑧耳道 : N・A ⑨ワックス、感染、ダニ ⑩その他の : N・A	
口腔、歯	①歯 : N・A ②歯垢 : 有・無 ③歯肉炎 : N・A ④口臭 : N・A ⑤その他の : N・A	
神経系	①意識 : N・A ②神経学的検査 : N・A ③その他の : N・A	
リンパ系	①頸下リンパ : N・A ②腹下リンパ : N・A ③腋下リンパ : N・A ④腹腔リンパ : N・A ⑤その他の : N・A	
絶対、虫類	直接説 : + () 浮遊説 : + () + - - +	
腸内細菌・細菌	ジアルジア サルモネラ キャンピロバクター 病原性大腸菌 結果 + - + - + - + - + - + + - + + -	

上記動物は、健康であり、臨床所見および検査所見に異常のないことを証明します。

獣医師名 : _____

動物病院住所 : _____

電話FAX : _____

■補助犬で困った時の相談先

1. 各都道府県、政令市、中核市の障害福祉課または支援課、補助犬を担当する課
2. 関東信越厚生局長所管 厚生労働大臣指定法人 (福)日本聴導犬協会
www.hearingdog.or.jp 補助犬相談係
住 所 : 〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 7030-1
電 話 : 0265-85-4615 & 5290 / ファックス : 0265-85-5088
E-mail : inf@hearingdog.or.jp
3. 全日本聴導犬ユーザーの会 <http://www.hearingdogpartners.com/>
住 所 : 〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 7030-1
(福)日本聴導犬協会内 担当 村澤
電 話 : 0265-85-4615 & 5290 / ファックス : 0265-85-5088
E-mail : iadpinashiya@hearingdog.or.jp
4. 補助犬 ID カード、または装着具につけられた補助犬の表示に記載された各「厚生労働大臣指定法人」
5. 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室
社会参加支援係 ('補助犬のご担当'をおっしゃれば交換が転送してくれます)
住 所 : 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電 話 : 03-5253-1111 / ファックス : 03-3503-1237

この補助犬マニュアルは、三河由美様のご支援で作られました。
補助犬の健全な普及のためにご支援いただいたことを感謝申し上げます。

聴導犬・介助犬の育成は、みなさまからの寄付金、助成金、募金箱で支えられております。

〈ご寄付振込口座:郵便局〉

社会福祉法人日本聴導犬協会 00590-1-93275

一般寄付、聴導犬訓練、介助犬訓練など使用目的をご指定ください。

クレジットカードご寄付も受付中 (HP : //www.hearingdog.or.jpより)

●(福)日本聴導犬協会は、寄付控除団体です。

税務署への申告の際は、当会発行の領収書をご提出して下さい。



**聴導犬・小型介助犬育成のため
募金箱設置をお願いいたします!**

★ 詳しくは、(福)日本聴導犬協会ホームページへ
<http://www.hearingdog.or.jp>

発 行 : 関東信越厚生局長所管 厚生労働大臣指定法人
(福)日本聴導犬協会
企画・編集 : 日本補助犬研究所
監 修 : 有馬もと
編 集 長 : MAYUMI
編 集 : 松下恵美子
写 真 : MAYUMI
イ ラ ス ト : テスカチフミ
印 刷 : 株式会社 アマック
初 版 : 2004年7月 / 3刷 : 2010年10月21日
©(福)日本聴導犬協会
無断転載・転用は禁じられています